

平成18年7月27日
農 林 水 産 省

牛肉を原材料とする加工食品等に係る原産地表示等の推進について

平成18年7月27日開催の牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策本部決定事項を受け、消費者の合理的な選択に資する観点から、①牛肉を使用した加工食品の原産地表示や、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示など事業者による主体的な情報提供の一層の活性化を促すとともに、②牛肉の原産地表示等についてＪＡＳ法に基づく監視指導の更なる徹底を図ることとし、下記のとおり通知文書を発出しました。

記

1 「牛肉を原材料とする加工食品等に係る原料原産地情報の積極的な提供について」

発出者	農林水産省消費・安全局長、総合食料局長、生産局長
発出先	（流通小売業関係団体、食品製造業関係団体、中食産業関係団体） 社団法人日本食肉加工協会、社団法人日本食肉協会、社団法人日本畜産副産物協会、社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、全国食肉事業協同組合連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会、全国小売市場総連合会、日本スーパーマーケット協会、日本小売業協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、社団法人日本セルフ・サービス協会、社団法人日本ショッピングセンター協会、社団法人全国スーパーマーケット協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、社団法人日本ボランタリーチェーン協会、協同組合セルコチェーン、全日本スーパーギルド商業協同組合連合会、全日食チェーン商業協同組合連合会、無添加食品販売協同組合、社団法人日本加工食品卸協会、社団法人日本外食品卸協会、全国給食事業協同組合連合会、日本給食品連合会、日本マーガリン工業会、社団法人日本缶詰協会、日本ソース工業会、全日本カレー工業協同組合、全国マヨネーズ・ドレッシング類協会、全国ふりかけ協会、日本ベビーフード協議会、日本介護食品協議会、日本凍結乾燥食品工業会、食品新素材協議会、新食品会 全国病院用食材卸売業協同組合、日本からし協同組合、全国食酢協会中央会、日本うま味調味料協会、全日本スパイス協会、全国みりん風調味料協議会、日本加工わさび協会、風味調味料協議会、全日本菓子協会、日本スープ協会、社団法人日本弁当サービス協会、社団法人日本冷凍食品協会、社団法人日本惣菜協会、日本デリカフーズ協同組合、フード流通システム協同組合、協同組合フレッシュフ

	ーズサプライ、エスエムデリカチーム協同組合、全国総菜宅配協会、全国餃子焼売工業協会、ピザ協議会、財団法人食品産業センター、社団法人日本べんとう振興協会、社団法人日本パン工業会、全日本パン協同組合連合会、社団法人日本即席食品工業協会、社団法人日本パスタ協会、社団法人全国ビスケット協会、全国乾麺協同組合連合会、全国製麺協同組合連合会、日本フラワーペースト工業会、有限責任中間法人日本冷凍めん協会、社団法人全国包装米飯協会、社団法人日本炊飯協会、全国米菓工業組合、日本醤油協会、全国農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本即席スープ協会 (外食産業関係団体) 社団法人日本麺類業団体連合会、社団法人日本フードサービス協会、事業協同組合全国焼肉協会、社団法人日本給食サービス協会、食農協働レストラン事業協同組合、日本外食産業名店会協同組合、社団法人国際観光日本レストラン協会
発出年月日	平成18年7月27日
内容等	別添1のとおり

2 「牛肉及び牛肉加工品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査の実施及び監視・指導の徹底について」

発出者	農林水産省消費・安全局長
発出先	各地方農政局長、北海道農政事務所長、沖縄総合事務局農政事務所長、各都道府県知事及び（独）農林水産消費技術センター
発出年月日	平成18年7月27日（※緊急特別調査は8月1日から実施）
内容等	別添2のとおり

問い合わせ先

農林水産省消費・安全局表示・規格課

担当：神井、足立、小林、田中

Tel 03-3502-8111 (3301、3307、3281、3285)

夜間直通 03-3501-3727

18消安第4859号

平成18年7月27日

(別紙1及び2)あて

農林水産省総合食料局長

農林水産省消費・安全局長

農林水産省生産局長

牛肉を原材料とする加工食品等に係る原料原産地情報の積極的な提供について（通知）

牛肉や牛由来の原材料（以下「牛肉等」という。）を使用した加工食品や外食産業において提供される牛肉等を使用した料理等（以下「牛肉加工品等」という。）に関しては、原料の原産地について、消費者から高い関心が寄せられています。例えば、農林水産省に設置されている「消費者の部屋」に数多くの意見が寄せられているほか、本年6月1日から14日まで全国10カ所において厚生労働省及び農林水産省が開催した「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会」においても、消費者が選択できるよう牛肉加工品等の原料の原産地表示の義務化を要望する等の意見が出されているところです。

こうした中、今般、米国産牛肉の輸入手続再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原料の原産地に関する消費者の関心が高まることが見込まれます。

（別紙1の流通小売業関係団体、食品製造業関係団体及び中食産業関係団体あて）

このような消費者の関心の高まりに対応して、牛肉加工品等に関連する事業者が、主体的な判断に基づき、商品等への表示やホームページ等により情報提供を積極的に行うことは、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者の間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、貴団体におかれましては、傘下の事業者が牛肉加工品等を消費者等に提供・販売するに際し、原料の原産地について商品、ポップ等への表示、ホームページ、お客様相談窓口の対応等により積極的に情報提供する取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙2の外食産業関係団体あて)

このような消費者の関心の高まりに対応して、外食事業者が、主体的な判断に基づき、メニュー等への表示等により牛肉を始めとする食材の原産地情報の提供を積極的に行うことは、消費者の商品選択に資するとともに、消費者と外食事業者間の良好な信頼関係の構築に資する取組として極めて重要と考えられます。

このため、貴団体におかれましては、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に基づく原産地表示のより一層の取組を促進していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(別紙1) 流通小売関係団体、食品製造業関係団体及び中食産業関係団体

社団法人日本食肉加工協会、社団法人日本食肉協会、社団法人日本畜産副産物協会、社団法人日本ハンバーグ・ハンバーガー協会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合、全国食肉事業協同組合連合会、全国食肉業務用卸協同組合連合会、全国小売市場総連合会、日本スーパーマーケット協会、日本小売業協会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、社団法人日本セルフ・サービス協会、社団法人日本ショッピングセンター協会、社団法人全国スーパーマーケット協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、社団法人日本ボランティアチェーン協会、協同組合セルコチェーン、全日本スパーギルド商業協同組合連合会、全日食チェーン商業協同組合連合会、無添加食品販売協同組合、社団法人日本加工食品卸協会、社団法人日本外食品卸協会、全国給食事業協同組合連合会日本給食品連合会、日本マーガリン工業会、社団法人日本缶詰協会、日本ソース工業会、全日本カレー工業協同組合、全国マヨネーズ・ドレッシング類協会、全国ふりかけ協会、日本ベビーフード協議会、日本介護食品協議会、日本凍結乾燥食品工業会、食品新素材協議会、新食品会、全国病院用食材卸売業協同組合、日本からし協同組合、全国食酢協会中央会、日本うま味調味料協会、全日本スパイス協会、全国みりん風調味料協議会、日本加工わさび協会、風味調味料協議会、全日本菓子協会、日本スープ協会、社団法人日本弁当サービス協会、社団法人日本冷凍食品協会、社団法人日本惣菜協会、日本デリカフーズ協同組合、フード流通システム協同組合、協同組合フレッシュフーズサプライ、エスエムデリカチーム協同組合、全国総菜宅配協会、全国餃子焼売工業協会、ピザ協議会、財団法人食品産業センター、社団法人日本べんとう振興協会、社団法人日本パン工業会、全日本パン協同組合連合会、社団法人日本即席食品工業協会、社団法人日本パスタ協会、社団法人全国ビスケット協会、全国乾麺協同組合連合会、全国製麺協同組合連合会、日本フラワーペースト工業会、有限責任中間法人日本冷凍めん協会、社団法人全国包装米飯協会、社団法人日本炊飯協会、全国米菓工業組合、日本醤油協会、全国農業協同組合連合会、全国畜産農業協同組合連合会、全国開拓農業協同組合連合会、全国酪農業協同組合連合会、日本即席スープ協会

（別紙２）外食産業関係団体

社団法人日本麺類業団体連合会、社団法人日本フードサービス協会、事業協同組合全国焼肉協会、社団法人日本給食サービス協会、食農協働レストラン事業協同組合、日本外食産業名店会協同組合、社団法人国際観光日本レストラン協会

18消安第4860号
平成18年7月27日

東北農政局長
関東農政局長
北陸農政局長
東海農政局長
近畿農政局長
中国四国農政局長
九州農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

あて

農林水産省消費・安全局長

牛肉及び牛肉加工品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査の
実施及び監視・指導の徹底について

牛肉や牛肉を原材料とする加工食品や外食産業において提供される牛肉を使用した料理等の原料の原産地表示（以下「牛肉加工品等の原産地表示」という。）については、消費者から高い関心が寄せられている。例えば、農林水産省に設置されている「消費者の部屋」に数多くの意見が寄せられているほか、本年6月1日から14日まで全国10カ所において厚生労働省及び農林水産省が開催した「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会」においても、消費者が選択できるよう牛肉加工品等の原料の原産地表示の義務化を要望する等の意見が出されている。

こうしたなか、今般、米国産牛肉の輸入手続再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原産地表示に関する消費者の関心が高まることが見込まれる。

これらの要請に対応し、消費者の食品表示への信頼を確保する観点から、下記のとおり、緊急の特別調査等を実施するとともに、牛肉の原産地表示等に対する監視・指導を更に徹底するので、適切かつ円滑に実施されたい。

なお、都道府県知事に対しては、別添のとおり監視・指導の徹底について通知したことを申し添える。

記

1 調査品目

牛肉及び牛肉を原材料とする加工品

2 調査開始時期

平成18年8月1日から当分の間

3 調査内容等

(1) 調査対象事業者

小売店舗及び中間流通業者

(2) 調査方法等

①牛肉の原産地表示の真正性確認等

牛肉及び牛肉加工品の原産地表示状況を調査するとともに、仕入伝票等の確認により、表示の真正性を確認する。また、不適正表示の疑義が生じた場合は、必要に応じて卸業者等への遡及調査を行う。

②牛肉加工品における原料原産地表示の啓発

平成18年10月から原料原産地表示が義務化される合挽肉、味付け肉等の牛肉加工品について、出来る限り早期に原料原産地を表示するよう啓発するとともに、それ以外の牛肉加工品についても、食品製造業者等自らが原料原産地表示に積極的に取り組むよう啓発する。

③DNA分析による和牛判別

小売店舗において和牛と表示され販売されている牛肉を買上げ後、独立行政法人農林水産消費技術センター（以下「センター」という。）において、DNA分析を行い和牛であるかの判別を実施する。

④牛肉加工品の買上調査

牛肉加工品の一部について、センターが買上げを行った後、表示調査を実施する。

4 不適正表示に対する指導等

3の調査の結果、不適正表示が確認された場合には、生鮮食品の表示調査マニュアル又は本省消費・安全局表示・規格課の指示に基づき適切に対応すること。

5 外食事業者への対応

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成

15 年法律第 72 号) 第 2 条第 5 項に定める特定料理提供業者と考えられる業者を対象に、平成 18 年 8 月 1 日から当分の間、同条第 4 項に定める特定料理等に係る原産地表示状況の調査及び外食における原産地表示の啓発を行う。

18消安第4860号
平成18年7月27日

別記 あて

農林水産省消費・安全局長

牛肉及び牛肉加工品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査の
実施及び監視・指導の徹底について（依頼）

平素より、食品表示の適正化の推進に向けて、食品表示の監視及び指導等に御尽力いただき感謝申し上げます。

牛肉の表示については、生鮮食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第514号）において原産地の表示が義務付けられており、牛肉を原材料に使用した加工食品の一部についても加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に基づき、本年10月から原料原産地表示が義務付けられることとなっています。

また、最近、特に牛肉及び牛肉を原材料とする加工食品や外食産業において提供される牛肉を使用した料理等の原料の原産地表示（以下「牛肉加工品等の原産地表示」という。）については、消費者から高い関心が寄せられています。例えば、農林水産省に設置されている「消費者の部屋」に数多くの意見が寄せられているほか、本年6月1日から14日まで全国10カ所において厚生労働省及び農林水産省が開催した「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会」においても、消費者が選択できるよう牛肉加工品等の原料の原産地表示の義務化を要望する等の意見が出されています。

こうしたなか、今般、米国産牛肉の輸入手続再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原産地表示に関する消費者の関心が高まることが見込まれます。

これらの要請に対応し、農林水産省では消費者の食品表示への信頼を確保する観点から、別添のとおり、緊急の特別調査を実施するとともに、牛肉の原産地表示等に対する監視・指導を更に徹底することといたしました。

貴職におかれましては、この旨御了知いただくとともに、牛肉加工品等の原産地表示をめぐる社会情勢を御賢察いただき、各地方農政局との緊密な連携の下、特段の配慮をいただきますようお願いいたします。

(別記)

北海道知事

岐阜県知事

福岡県知事

青森県知事

静岡県知事

佐賀県知事

岩手県知事

愛知県知事

長崎県知事

宮城県知事

三重県知事

熊本県知事

秋田県知事

滋賀県知事

大分県知事

山形県知事

京都府知事

宮崎県知事

福島県知事

大阪府知事

鹿児島県知事

茨城県知事

兵庫県知事

沖縄県知事

群馬県知事

奈良県知事

栃木県知事

埼玉県知事

和歌山県知事

千葉県知事

鳥取県知事

東京都知事

島根県知事

神奈川県知事

岡山県知事

新潟県知事

広島県知事

富山県知事

山口県知事

石川県知事

徳島県知事

福井県知事

香川県知事

山梨県知事

愛媛県知事

長野県知事

高知県知事

18消安第4860号
平成18年7月27日

独立行政法人

農林水産消費技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

牛肉及び牛肉加工品等の原産地等の表示に関する緊急特別調査の
実施及び監視・指導の徹底について（依頼）

牛肉や牛肉を原材料とする加工食品や外食産業において提供される牛肉を使用した料理等の原料の原産地表示（以下「牛肉加工品等の原産地表示」という。）については、消費者から高い関心が寄せられている。例えば、農林水産省に設置されている「消費者の部屋」に数多くの意見が寄せられているほか、本年6月1日から14日まで全国10カ所において厚生労働省及び農林水産省が開催した「米国産牛肉輸入問題に関する意見交換会」においても、消費者が選択できるよう牛肉加工品等の原料の原産地表示の義務化を要望する等の意見が出されている。

こうしたなか、今般、米国産牛肉の輸入手続再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原産地表示に関する消費者の関心が高まることが見込まれる。

これらの要請に対応し、消費者の信頼を確保する観点から、別添のとおり緊急の特別調査として、品質表示の状況や表示実施率の把握、仕入伝票等による名称、原産地等の真正性の確認を行うとともに、貴センターにおける科学的分析方法による和牛の判別及び牛肉加工品の買上調査を経て、不適正表示の疑いのある小売店舗及び中間流通業者等に確認調査を実施するとともに、牛肉の原産地表示等に対する監視・指導を更に徹底することとした。

ついては、この旨御了知いただくとともに、本緊急調査について御協力をお願いする。

牛肉加工品等の原料原産地の具体的な情報提供事例

平成18年7月27日

(問1) 現在、JAS法に基づいて原料原産地の表示義務の対象となっている牛肉加工品について教えてください。

(答)

1 牛肉の表示については、JAS法により、

- ① 牛肉を含む全ての生鮮食品については、平成12年7月から原産地の表示が義務付けられており、
- ② 外国で製造された牛肉加工品等の加工食品を、製品輸入し販売する場合については、平成13年4月から原産国として製品の製造国を表示することが義務付けられているとともに、
- ③ 国内で製造される加工食品については、平成16年9月に「味付けカルビ」、「合びき肉」などの加工度が低く生鮮食品に近い20食品群（対象品目の詳細は下記（参考）を参照）の食品のうち、重量の割合が50%以上を占める原料の原産地表示について義務化の対象とされたところです。※

※ 対象とされた品目については、約2年間の移行期間を経て本年10月から義務化されますが、本制度の趣旨を踏まえて、できるだけ早期に原料原産地の表示を行うことが適切です。

2 今回の通知は、牛肉加工品等に関連する事業者が、主体的な判断に基づき、原料原産地表示が義務化されていない牛肉加工品についても、商品、ポップ等への表示やホームページ等による情報提供を積極的に行う取組を促進していただきたいという趣旨のものです。

米国産牛肉の輸入手続き再開が決定され、今後一層牛肉加工品等の原料の原産地に関する消費者の関心が高まることが見込まれる中、こうした取組は消費者の商品選択に資するとともに、消費者と事業者間の良好な信頼関係の構築に資すると考えられます。

(参考)

- 加工食品の原料原産地表示の義務対象品目（20食品群のうち、牛肉関連のもの）
- 1 調味した食肉（塩、こしょうした牛肉、タレ漬けした牛肉等）
 - 2 ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（ゆでた牛もつ等）
 - 3 表面をあぶった肉（牛肉のたたき等）
 - 4 フライ種として衣を付けた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く）（衣を付けた牛カツ用の食肉等）
 - 5 合挽肉、その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む）（合挽肉、成形肉（サイコロステーキ）、牛・豚肉盛り合わせ等）
 - 6 上記「異種混合」以外の生鮮食品を異種混合したもの（切断せず詰め合わせたものを除く）（牛肉と野菜の牛串、牛肉と野菜の盛り合わせ等）

（問２）食品の容器・包装に原産地を表示する場合の考え方について教えてください。

（答）

- 1 牛肉や牛由来の原材料を使用した加工食品のうち、原料原産地の義務表示の対象となっていない食品について、原料原産地を容器・包装に表示する場合、加工食品品質表示基準に従い、①一括表示欄での対応（第４条第３項及び第４項）又は②特色のある原材料表示での対応（第５条）により表示を行うこととなります。
- 2 具体的には、例えば、原材料が牛肉である場合、
 - ① 「一括表示欄」の原材料欄において、「牛肉」の後に（ ）を付して原産地を記載又は原料原産地欄を設けて、「牛肉」の原産地を記載（複数国の牛肉を使用する場合は、牛肉に占める重量の割合の多いものから順に記載）
 - ② 「一括表示欄以外」に積極的に記載する場合は、「特色ある原材料」として商品パッケージに、使用している「牛肉」の原産地を記載（強調表示）するいずれかの方法があります。
- 3 なお、２②の特色ある原材料表示による表示は、基本的に食品に使用する原材料が優良又は特別なものである等の理由により、産地等を強調して表示する場合を定めたものです。複数国の牛肉を使用している場合は、使用割合を表示（例えば、「△△国産牛肉８０％使用」、「△△国産牛肉８割使用」等）する必要があり、複数国の牛肉を使用している食品に、「△△国産牛肉使用」というように一部の国の使用のみを割合表示をせずに表示することはできません（「△△国産牛肉使用」との表示は、１００％△△国産を使用している場合のみです）。
- 4 また、複数の産地の牛肉を使用した際、その中の一つの産地が優良な原産地の銘柄牛が含まれている場合において、「〇〇牛８０％使用」というように、当該銘柄とその使用割合を併せて表示することができることとされています。
- 5 以上、３及び４のように、品質表示基準のルールからすれば、複数の産地（国）の牛肉を使用した場合に一つの産地（国）のみを表示して「△△国産牛肉８０％使用」、「〇〇牛５０％使用」等の表示を行うことも可能ですが、今回の要請の趣旨からすると、消費者の誤認を防ぐ観点からは、加工食品品質表示基準第５条の規定に従い、一括表示欄外に特色ある原材料として表示する場合にあっても、使用したすべての国を表示していただくことが最も望ましいと考えます。

1 一括表示において、牛由来原料の原産地を表示する場合

(1) 原材料名欄において、牛由来原材料の後に()で原産地を記載

① 原産地が1カ国の場合

名称 : ハンバーグ
原材料名 : 牛肉(国産)、たまねぎ、…
内容量 : 200g
賞味期限 : ○年○月○日
保存方法 : ×××
製造者 : △△△

② 原産地が複数の場合

名称 : ハンバーグ
原材料名 : 牛肉(豪州、米国)、たまねぎ、…
内容量 : 200g
賞味期限 : ○年○月○日
保存方法 : ×××
製造者 : △△△

※ 複数国の牛肉を使用する場合は、牛肉に占める重量の割合の多いものから順に記載してください。

名称 : レトルト食品(カレー)
原材料名 : 野菜(玉葱、じゃがいも、人参)、
牛肉(国産)、小麦粉、カレー粉、
砂糖、…
内容量 : 100g
賞味期限 : ○年○月○日
保存方法 : ×××
製造者 : △△△

※ 加工品を原材料として使用する場合においても、加工した地名ではなく、原料となる牛の原産地を記載してください。

(2) 原料原産地名欄を設けて牛由来原材料の原産地を記載

① 原産地が1カ国の場合

名称 : ハンバーグ
原材料名 : 牛肉、たまねぎ、…
原料原産地名 : 国産(牛肉)
内容量 : 200g
賞味期限 : ○年○月○日
保存方法 : ×××
製造者 : △△△

② 原産地が複数の場合

名称 : ハンバーグ
原材料名 : 牛肉、たまねぎ、…
原料原産地名 : 牛肉(豪州、米国)
内容量 : 200g
賞味期限 : ○年○月○日
保存方法 : ×××
製造者 : △△△

※ 複数国の牛肉を使用する場合は、牛肉に占める重量の割合の多いものから順に記載してください。

名称 : レトルト食品(カレー)
原材料名 : 野菜(玉葱、じゃがいも、人参)、
牛肉、小麦粉、カレー粉、砂糖…
原料原産地名 : 国産(牛肉)
内容量 : 100g
賞味期限 : ○年○月○日
保存方法 : ×××
製造者 : △△△

※ 加工品を原材料として使用する場合においても、加工した地名ではなく、原料となる牛の原産地を記載してください。

(3)一括表示欄事項の追加として、「原料原産地名」シール等により牛由来原材料の原産地を記載

○ この場合、シールを貼付する場所は、一括表示欄外でもかまいませんが、必ず一括表示欄に近接した場所とすることが必要です。

① 原産地が1カ国の場合

名称 :ハンバーグ
原材料名:牛肉、たまねぎ、・・・
内容量:200g
賞味期限:○年○月○日
保存方法:×××
製造者:△△△

原料原産地名:国産(牛肉)

名称 :レトルト食品(カレー)
原材料名:野菜(玉葱、じゃがいも、人参)、
牛肉、小麦粉、カレー粉、砂糖、・・・
内容量:100g
賞味期限:○年○月○日
保存方法:×××
製造者:△△△

原料原産地名:国産(牛肉)

※ 加工品を原材料として使用する場合においても、加工した地名ではなく、原料となる牛の原産地を記載してください。

② 原産地が複数の場合

名称 :ハンバーグ
原材料名:牛肉、たまねぎ、・・・
内容量:200g
賞味期限:○年○月○日
保存方法:×××
製造者:△△△

原料原産地名:牛肉(豪州、米国)

※ 複数国の牛肉を使用する場合は、牛肉に占める重量の割合の多いものから順に記載してください。

2 特色ある原材料として表示する場合

① 原産地が1カ国の場合

例:ハンバーグ(国産牛肉100%の場合)

ハンバーグ
(牛肉は100%国産牛肉を使用しています)

ハンバーグ
(牛肉は国産牛肉を使用しています)

※ 牛肉に占める国産牛肉の使用割合が100%のときのみ割合表示を省略できます。
※ 牛肉・豚肉の合挽肉を使用した場合、表示する割合が牛肉を指すことがわかるよう記載してください。

例:レトルト食品(カレー)
(原料として使用している牛肉(国産100%)
について記載する場合)

このカレーに使用している牛肉は、
国産です。

※ 加工品を原材料として使用する場合においても、加工した地名ではなく、原料となる牛の原産地を記載してください。

② 原産地が複数の場合

例:ハンバーグ(豪州産60%、米国産40%の場合)

このハンバーグに使用している牛肉
は、豪州産60%、米国産40%です。

※ 牛肉に占める重量の割合である旨を記載してください。
※ 牛肉・豚肉の合挽肉を使用した場合、表示する割合が牛肉を指すことがわかるよう記載してください。

(問3) 原料原産地情報の提供について、食品の容器・包装への表示以外の方法を教えてください。

1 自主的に提供する情報の内容や提供方法については、製造業者等の製造している加工食品の内容・構成、原料の仕入れ方法や、日頃の消費者からの問い合わせの内容等も踏まえて、消費者の立場に立った検討を行い、実情に応じ、できるだけ情報提供を行うよう対応してください。

2 具体的な例として、インターネットを通じて、牛肉や牛由来の原材料（以下「牛肉等」という。）の原産地情報を提供する場合においては、

- ① その製造業者等が原料として使用する牛肉等について、一定の産地（具体的な国名等の明示）のものを使用している場合に掲載
- ② 自社牧場、契約牧場について紹介する形で、牛肉等の原産地情報を掲載
- ③ こだわりの商品等、特定の商品について、製造方法等の情報と併せて、使用している牛肉等の原産地情報を掲載
- ④ Q & A 方式により、製品管理や原料調達の方考え方等と併せて、牛肉等の原産地情報を掲載

等の方法が考えられます。さらに、必ずしも製品毎にどの産地の牛肉が使用されているかの情報提供ができない場合においても、当該製造業者において使用している牛肉の原産地が季節により切り替わること、又は複数の産地を組み合わせ使用していることを事実として複数の産地（国）名を挙げて情報提供することも可能です。

3 また、生産情報公表 J A S、地産地消又は地域ブランド等生産サイドと製造サイドの連携、2次元バーコードによる製品情報の提供といった、単に産地情報に限らない、食品について様々な付加情報を公表する仕組みを活用した、牛肉の原産地情報を提供することも考えられます。

4 さらに、インターネット、2次元バーコード等の情報提供は、消費者が情報ツールを持っていなかったり、最新の電子情報機器の取扱いに慣れていないと情報を得ることができない場合がありますが、店頭でのポップ表示等を活用すれば、誰にでも情報が伝えられます。

例えば、「弊社の製品に使用している牛肉及び牛由来原料は、〇〇国の原料を使用しています」といった表示に加え、

- ① 複数の加工食品を組み合わせ多数の商品アイテムを提供するような場合
- ② 使用する原料原産地が日によって変わるような商品で、個別商品毎に原料原産地を表示することが難しい場合

等において店頭でのポップ表示を活用することにより、原産地情報を提供することが有効な場合があると考えています。

5 また、消費者からの問い合わせに対して迅速・的確に対応できるよう、日頃から提供できる情報の整理を行うことや、製造等の担当部局との連絡体制、お客様

相談窓口等を整備することも考えられます。

企業のインターネットによる情報提供

例1

～株式会社〇〇からのお知らせ～

牛由来原材料の弊社における使用状況

牛肉はすべて豪州産牛を使用しています。

例2

弊社で使用している牛由来原材料についてのQ&A

Q1 使用している牛肉の原産地はどこですか？

A1 弊社製品に使用しております牛肉は、すべてオーストラリア産とニュージーランド産です。

（問4）任意により原料原産地情報を提供する場合に留意すべき点を教えてください。

（答）

- 1 原料原産地に関する情報を食品に任意で表示した場合であっても、事実に基づかない表示であればJAS法に基づき表示違反として指示・公表等の措置の対象となります。
- 2 また、不当景品類及び不当表示防止法により、商品の内容について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される情報提供を行うことは禁止されています。
- 3 これらのことから、任意の表示等を行ったものであっても、JAS法やその他の法令についてもその対象となることから、事実に基づくわかりやすい情報提供に努めてください。

（問5）業務用の牛肉加工品等については、どのようにして原料原産地情報の提供を行うべきか教えてください。

（答）

- 1 牛肉加工品等の製造業者（惣菜等を製造する小売業者を含む。）や外食事業者が牛肉加工品等の原料原産地に関する情報提供を行うためには、これらの事業者が原料として使用する牛肉加工品等の流通において原料原産地に関する情報が伝えられる必要があります。
- 2 このため、業務用のものとして業者間取引されるものについても、食品の容器・包装の見やすい箇所、送り状、納品書、仕様書等に原料原産地に関する情報を記載するなどの方法により、情報提供に努めてください。